

スノータイヤ、緊急自動車用サイレン及び赤色灯の装着基準について（通達）

昭和 52 年 3 月 14 日
陸幕武第 127 号

改正 平成 10 年 3 月 26 日陸幕武化第 172 号 平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号
平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号

陸 上 総 隊 司 令 官
各 方 面 総 監
各 部 隊 長 殿
各 機 関 の 長

陸上幕僚長の命により
総務課長

（例規 75）

スノータイヤ、緊急自動車用サイレン及び赤色灯の装着基準について（通達）

標記について、平成 10 年 3 月 26 日から補給統制本部長が定める基準等により実施されたい。

なお、陸幕武第 281 号（48. 5. 14）「カーヒータ、スノータイヤ、デフロスタ、タイヤチェーン引張器、霧中燈、緊急自動車用サイレン及び赤色燈、カークーラの装着基準等について（通達）」（例規 75）（陸上自衛隊公報第 1865 号掲載）は、昭和 52 年 3 月 31 日限り廃止する。